

サービック本社に3件の抗議!

J R 東海労新幹線関西地本は、関西新幹線サービック本社に以下の抗議を行いました。

- ①一件目は、第一事業所の組合員の勤務指定が嫌がらせを受けていること。
- ②二件目は、第二事業所営業3グループの詰所が健康被害を生じる状態になっていること。
- ③三件目は、J R 東海労に対してダイヤ改正変更の提示がなかったこと。

意図的・作為的で嫌がらせの勤務指定はやめろ!

第一事業所に出向している組合員の2月の勤務は、19日間の出勤中、遅出（21時頃退出）が17日間、早出（17時30分頃）が2日間となっています。同じく第一事業所に出向している組合員の遅出と早出の割合は、平均で遅出が8日間、早出が11日間です。明らかに組合員の遅出の多さが際立ちます。

さらに、組合員は自宅が遠いため早出を希望しているにもかかわらず、ほとんど遅出の勤務が指定されています。これはまさしく、サービック（第一事業所）による組合員に対する意図的・作為的で嫌がらせの勤務指定です。

地本は本社に対して、組合員に対する嫌がらせの勤務指定について抗議し、改善されなければ行政機関に訴えることを通告しました。

営業3グループの詰所の劣悪な環境を改善せよ!

第二事業所営業3グループの詰所の環境が健康被害を生じる状態になっていることについては、関西地区分会情報（かんさい回覧板No. 78）で劣悪な環境の実態を載せていますので参照してください。

地本は本社に対して、劣悪な環境を放置している不誠実な対応について抗議し、直ちに本社が営業3グループの詰所の水道水の錆の状態を確認することを通告しました。

大幅な作業体制の変更内容を東海労に提示しろ!

3月18日実施のダイヤ改正から、サービック各事業所において出退時刻の変更や大幅な作業体制の変更が実施されます。しかし、サービック本社からJ R 東海労（地本）に対して提示は一切ありません。J R 東海労は、サービックと労働協約を締結していませんが、J R 東海労組合員がサービック各事業所に出向していて、これまで地本は申し入れに基づきサービックと団体交渉を開催しています。

これらのJ R 東海労とサービックの関係からすれば、サービックが提示しないという不誠実な対応は、まさに信義則違反にあたると言えます。

地本は本社に対して、J R 東海労に提示しない不誠実な対応について抗議し、J R 東海労に提示するように通告しました。